

## かがわ文化芸術祭 映画制作事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 映画制作事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付についてはこの要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 かがわ文化芸術祭実行委員会（以下「委員会」という。）は、香川の映画・映像文化と、それらの活動を支える人材の育成を目的として、「さぬき映画祭シナリオコンクール」受賞作品を原作とした映画作品の制作に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、「さぬき映画祭シナリオコンクール」の受賞作品を原作とし、補助対象者が映画作品として制作するもの。対象となるシナリオ作品（以下「原作」という。）は、別途制作要項のとおり定めることとする。

なお、制作にあたっては、次の各号に留意すること。

- (1)香川県内でロケ撮影を行うこと。ただし、これによりがたい場合は、事前に映画制作事業費補助金審査会（以下「審査会」という。）の承認を得ること。
- (2)撮影の実現性や演出上の効果など映画制作に伴う原作の修正は、原作の基本的なストーリーの踏襲を前提に認めるものとする。
- (3)前号の映画制作に伴う原作の修正については、事前に審査会の確認を得ること。
- (4)音楽、映像などの著作物を利用する場合には、その著作権を有する者・団体の許諾を得ること。権利許諾の不備による事故は、全て補助対象者の責任とする。
- (5)差別用語、政治や宗教の宣伝、虚偽等、社会に誤解を与える表現を用いないこと。
- (6)特定の個人・団体の名誉、プライバシー及び信頼を毀損する表現を用いないこと。
- (7)映画観覧の際に年齢制限を設ける必要がある表現を用いないこと。
- (8)委員会が主催するかがわ文化芸術祭の上映会に作品を提供すること。
- (9)その他の必要事項を別途制作要項のとおり定める。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、補助事業作品の原作者、又はその原作者を代表者とするグループとし、事前に、その制作体制等について審査会の承認を得るものとする。

2 原作者が映画制作及び補助を希望しない場合は、香川県に居住歴がある者で、原作を元に映画制作を行うことができる者又は、その者を代表者とするグループを公募のうえ、審査会において決定することとし、別途募集要項を定める。

3 申請者(代表者)と監督は同一人でなくても可とする。ただし、その場合は、双方とも香川県に居住歴がある者であること。

4 補助対象者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金交付の決定をしないものとする。

(1)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(補助対象経費、補助限度額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助限度額は別表に掲げるとおりとする。

(補助対象期間)

第6条 補助事業期間は、補助金交付決定日から当該年度末までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ委員長が別に定める期日までに、補助金交付申請書(様式第1号)に、委員長が必要と認める書類等を添えて、委員会に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 委員長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは予算の範囲内で補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を行う。

2 委員長は、前項の規定による交付決定の結果を補助金交付決定通知書(様式

第2号)により申請者に通知するものとする。

3 委員長は前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第9条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときには、その交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を委員長に提出しなければならない。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更等)

第10条 補助事業者は、次の各号に該当するときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第3号)を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更を、経費の区分間でいずれか低い額の20%を超えて行おうとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助の目的及び補助事業に影響を及ぼさない範囲の変更、その他補助事業の細部の変更を行う場合を除く

2 委員会は、前項の申請に係る承認にあたっては、必要に応じ条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止、又は廃止しようとするときは、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を委員長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、すみやかに補助事業遅延等報告書(様式第5号)を委員長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第11条の規定による承認を受けたときは、その日から起算して20日を経過した日までに補助事業実績報告

書（様式第6号）に、委員長が必要と認める書類を添えて提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第14条 委員長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、すみやかにその内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その内容を補助金額確定通知書（様式第7号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 委員長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について委員会に返還することを命ずるものとする。

（補助金の請求）

第15条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、補助金精算払請求書（様式第8号）により、委員長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の支払）

第16条 委員長は、前条の規定による補助金の交付の請求を受けた場合は、すみやかにその内容を確認し、補助金を支払うものとする。

（補助金の概算払）

第17条 委員長は、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付決定額の5割を上限として、概算払により交付することができる。なお、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第9号）に、委員長が必要と認める書類を添えて、委員長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第18条 委員長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助対象者の要件を満たさなくなったとき。

(2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件又はその他この要綱若しくはこ

れに基づく委員長の指示に違反したとき。

(3) 補助事業を実施しないとき、又は実施する意志が認められないとき。

(4) 補助事業を中止し、継続して実施する見込がないとき。

(5) 補助金を補助の目的外に使用したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第19条 委員長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(作品の権利)

第20条 作品の著作権は補助対象者に帰属するが、委員会及び香川県は、委員会及び香川県が主催者として、又は他者に依頼して上映する場合に必要な複製権及び上映権を無償で保有することとする。

(経理)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と区分し、当該収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定の通知を受けた日の属する会計年度が終了する日から5年間、保存しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

別表 (第5条関係)

[補助対象経費、補助限度額]

補助対象経費	補助限度額
企画費、スタッフ費、キャスト費、フィルム関係費、撮影費、照明費、ロケーション費、美術費、音楽費、録音費、編集費、印刷製本費、広報費、保険料、通信費、その他委員会が必要と認めた経費	700千円

(注1)食糧費(飲料費含む)はリハーサル、ロケハン、撮影時に限り、ゲスト・講師等に関しては1食につき1名あたり1,800円を上限に、監督、プロデューサー、その他スタッフに関しては、1食につき1名あたり800円を上限に支出を認める。

(注2)事業の運営に必要な経費であるが、自家用車運転にかかる燃料費、諸事務に伴う携帯電話使用料金等、領収書によりがたい経費については、事前に委員会が承認したものに限り、上限5万円まで諸経費として認める。

かがわ文化芸術祭実行委員会  
委員長 殿

申請者（代表者）

住所

氏名

⑩

補助金交付申請書

映画制作事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額

補助事業に要する経費 金 円

補助金交付申請額 金 円

2. 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の区分

・別紙「計画書」のとおり

3. 補助事業開始及び完了予定期日

令和 年 月 日～令和 年 月 日





#### 4. 制作体制

<p>スタッフ・ キャスト (構想を含む)</p>	<p>申請者 (代表者・制作責任者)</p> <p>監督</p> <p>プロデューサー</p> <p>撮影</p> <p>編集</p> <p>(ほか)</p>
<p>映画化 コンセプト</p> <p>※原作シナリオを元にどのような映画作品とするか、コンセプトや考えを記載してください。</p>	
<p>シナリオの修正を 希望する箇所</p> <p>※制作にあたり、実現性や演出効果上、シナリオの修正を希望される箇所があれば記載してください。</p>	
<p>実現性</p> <p>※この作品制作を実現させるにあたって、既に保有するノウハウや技能、経験等を記載してください。</p>	

<p style="text-align: center;">P R 方法</p> <p>※ 作品を普及させ、より多くの人に観てもらうためのP R方法を具体的に記入してください。</p>	
---	--

5. 補助事業に関する収支計画

(1) 収入

区 分	予 算 額	備考（具体的内容）
補助金	千円	
自己資金	千円	
借入金	千円	
その他	千円	
計	千円	

（注）当該補助金以外に、他の補助金等の獲得見込がある場合には、その具体的な名称・機関名を合わせて備考欄に記入してください。

(2) 支出

（単位：千円）

区 分	内 訳				補助金申請額	摘要
	内 容	単 価	数 量	補助事業に要する経費		
補助対象経費※	〇〇費					
	〇〇費					
	〇〇費					
	小計					
補助対象外経費						

	小計						
	計						

(注) 1 記入欄が不足する場合は、適宜、記入欄を追加してください。

2 補助金申請額は、千円未満の端数は切り捨ててください。

※区分には別表の補助対象経費を記入してください。

様

かがわ文化芸術祭実行委員会  
委員長

印

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった映画制作事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、映画制作事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業内容及び補助事業に要する経費の配分は、令和 年 月 日付けで申請のあった補助金交付申請書記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、映画制作事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づく補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

3. 補助事業者は、映画制作事業費補助金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

令和 年 月 日

かがわ文化芸術祭実行委員会  
委員長 殿

申請者（代表者）

住所

氏名

Ⓔ

補助事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知があった映画制作事業を下記のとおり変更したいので、映画制作事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

(1) 内容

(2) 経費の配分

別紙「経費配分書」のとおり

## 経費配分書

(単位：千円)

区分	内容	補助事業に 要する経費		補助金 申請額		摘要
		変更前	変更後	変更前	変更後	
補助対象経費※	〇〇費					
	〇〇費					
	〇〇費					
	小計					
補助対象外経費						
	小計					
計						

(注) 1 記入欄が不足する場合は、適宜、記入欄を追加してください。

2 補助金申請額は、千円未満の端数は切り捨ててください。

※区分には「別表」の補助対象経費を記入してください。

令和 年 月 日

かがわ文化芸術祭実行委員会  
委員長 殿

申請者（代表者）

住所

氏名

⑩

補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知があった映画制作事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、映画制作事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 中止（廃止）の理由

2. 中止の期間（廃止の時期）

令和 年 月 日

かがわ文化芸術祭実行委員会  
委員長 殿

申請者（代表者）

住所

氏名

㊞

補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定の通知があった映画制作事業の遅延等について、映画制作事業費補助金交付要綱第12条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の進捗状況概況
2. 1に要した経費
3. 遅延等の内容及び原因
4. 遅延等に対する措置
5. 事業の遂行及び完了の予定

(注)遅延等の理由を立証する書類を添付すること。

令和 年 月 日

かがわ文化芸術祭実行委員会  
委員長 殿

申請者（代表者）

住所

氏名

㊞

補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知があった映画制作事業を令和 年 月 日付けで完了（廃止）しましたので、映画制作事業費補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、下記の書類を添えて報告します。

記

1. 補助対象事業

2. 補助金の交付決定額及び補助金の精算額

(1) 補助金の交付決定額

円

(2) 補助金の精算額

円

3. 補助事業完了年月日 令和 年 月 日

4. 補助事業の実施内容

別紙「事業実績報告書」のとおり

(別紙)

## 事業実績報告書

### 1. 申請者（代表者）の概要

氏名	※グループの場合はグループ名もあわせて記載すること。
住所 連絡先	TEL                      FAX                      E-mail:

(注) グループで申請する場合は、適宜、記入欄を追加してください。

### 2. 事業の内容

内容  ※事業の報告をわかりやすく、記入してください。また、作品に関する広報資料、写真等を添付してください。	
本年度の活動状況と今後の活動等	

3. 事業に関する収支実績

(1) 収入

区 分	予 算 額	確 定 額	備 考
補助金	円	円	
自己資金	円	円	
借入金	円	円	
その他	円	円	
計	円	円	

※ 補助金等を獲得した場合には、具体的な名称・機関名を備考欄に記入してください。

(2) 支出

(単位：円)

区分	内 訳	補助事業に要した経費		補助金所要額	
		予算額	確定額	予算額	確定額
補助対象経費※	〇〇費				
	〇〇費				
	〇〇費				
	小計				
補助対象外経費					
	小計				

(注) 1 記入欄が不足する場合は、適宜、記入欄を追加してください。

2 補助金所要額は、千円未満の端数は切り捨ててください。

※区分には別表の補助対象経費を記入してください。

#### 4. 添付書類

1. 適正な経理を証明する書類（見積書、請求書、領収書、納品書等）の写し
2. 作品発表の内容がわかる写真、パンフレット等
3. その他委員会が必要と認める書類等

第 号

令和 年 月 日

殿

かがわ文化芸術祭実行委員会

委員長

印

補 助 金 額 確 定 通 知 書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった映画制作事業については、下記のとおり補助金の額を確定したので、映画制作事業費補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額	金	円
補助金確定額	金	円

令和 年 月 日

かがわ文化芸術祭実行委員会  
委員長 殿

申請者（代表者）

住所

氏名

⑩

補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知があった映画制作事業費補助金について、映画制作事業費補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金精算払請求額 金 円

2. 請求額等算定表

区 分		金 額									
請 求 額		円									
額の確定額		円									
支払の方法	口座振替払	銀行 店							現金払 <input type="checkbox"/>	隔地払 県外送金 <input type="checkbox"/>	小切手払 <input type="checkbox"/>
		口座番号	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>							
		(フリガナ) 口座名義									

※希望する支払の方法の□の箇所にレ印を付してください。

(注)申請者と口座名義(人)が異なる場合は原則振込ができませんので、事前に御連絡ください。

令和 年 月 日

かがわ文化芸術祭実行委員会  
委員長 殿

申請者（代表者）

住所

氏名 ⑩

補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知があった映画制作事業費補助金について、映画制作事業費補助金交付要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1. 補助金交付決定額 金 円
- 2. 補助金概算払請求額 金 円
- 3. 請求額等算定表

区 分		金 額													
請 求 額		円													
交付決定額		円													
支 払 の 方 法	口 座 振 替 払	銀 行 店										現 金 払  <input type="checkbox"/>	隔 地 払 送 金  <input type="checkbox"/>	小 切 手 払  <input type="checkbox"/>	
		口 座 番 号	当 座 <input type="checkbox"/>	普 通 <input type="checkbox"/>											
		(フリガナ) 口座名義													

※希望する支払の方法の□の箇所にレ印を付してください。  
(注)申請者と口座名義(人)が異なる場合は原則振込ができませんので、事前に御連絡ください。